

(参考)

主な改正の概要（令和4年9月1日適用）

関税率表解説

HS番号	品目	概要
第 70.10 項	耐熱ガラス製のふた	台所用調理器具とは別に提示されるガラス製のふたは第 70.10 項に分類されることを明確化。
第 84.19 項	低温蒸気ホルムアルデヒド (LTSF) 減菌器	減菌剤を加熱して使用する減菌器は、温度変化による方法により材料を処理する機器として第 84.19 項に分類されることを明確化。
第 85.18 項	集積回路	マルチコンポーネント集積回路 (MCO) を含む集積回路は、シリコンマイクロホンであっても第 85.18 項ではなく、集積回路として第 85.42 項に分類されることを明確化。

(参考)

## 主な改正の概要（令和4年9月1日適用）

## 分類例規第1部（国際分類例規）

HS番号	品目	概要
第 2007. 99 号	フルーツスプレッド	70 度で真空濃縮調理をして得られたフルーツスプレッドについて、果実のジャムとして、第 2007. 99 号に分類（通則 1 及び 6）
第 2101. 20 号	ハーブ茶濃縮物	マルトデキストリン、緑茶エキス、紅茶エキス、カフェイン粉末等から成る調製品について、茶のエキスをもととした調製品として、第 2101. 20 号に分類（通則 1 及び 6）
第 2304. 00 号	大豆のフレーク	脱脂した大豆のフレークについて、大豆油かすとして、第 2304. 00 号に分類（通則 1）
第 2403. 99 号 第 2404. 91 号	使い切りの経口ニコチンパウチ	経口摂取用のニコチンパウチのうち、たばこを含有するものについて、その他の製造たばことして第 2403. 99 号に分類（通則 1 及び 6）し、たばこを含有しないものについて、ニコチンを含有するその他の物品として第 2404. 91 号に分類（通 1 及び 6）
第 2403. 99 号	かぎたばこ	鼻腔（くう）から吸い込むかぎたばこについて、その他の製造たばことして、第 2403. 99 号に分類（通則 1 及び 6）
第 2404. 12 号	吸引器	カートリッジ内のニコチンをマウスピースから吸い込む吸引器について、ニコチンを含有する非燃焼吸引用の物品として、第 2404. 12 号に分類（通則 1 及び 6）
第 2404. 12 号	ニコチンパック	電子たばこ用のリキッドに添加して使用するニコチンを含有する混合物について、ニコチンを含有する非燃焼吸引用の物品として、第 2404. 12 号に分類（通則 1 及び 6）
第 2404. 19 号	精油拡散器	精油とグリセリンの混合物があらかじめ充填され、蒸気を口及び鼻に吸引するためのデバイスについて、その他の非燃焼吸引用の物品として、第 2404. 19 号に分類（通則 1 及び 6）
第 3305. 10 号	シャンプージェル	頭髪の他皮膚の洗浄等に使用可能な調製品について、せっけんではなく、シャンプーとして、第 3305. 10 号に分類（通則 1 及び 6）
第 3808. 94 号	イソチアゾリノン誘導体をもととした広範囲抗菌活性を有する抗菌剤	殺菌剤と微生物を死滅させる消毒剤としての特性を有する抗菌剤について、消毒剤として、第 3808. 94 号に分類（通則 1、 3 (c) 及び 6）

(参考)

## 主な改正の概要（令和4年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 3916.90 号	詰替え用 ABS モノフィラメント	3D プリンターに使用される詰替え用の ABS モノフィラメントについて、3D プリンターの部分品ではなくプラスチックの単纖維として、第 3916.90 号に分類（通則 1、3 (b) 及び 6）
第 3926.90 号	フロアマット	運動の際に使用される多泡性プラスチック製のフロアマットについて、身体トレーニングに使用する物品ではなくその他のプラスチック製品として、第 3926.90 号に分類（通則 1 及び 6）
第 4011.20 号	タイヤ	建設現場等で使用される貨物輸送車両用に設計されたゴム製の空気タイヤについて、貨物自動車用のゴム製の空気タイヤとして、第 4011.20 号に分類（通則 1 及び 6）
第 4404.10 号	端をとがらせた木製のポール	端をとがらせた円形又は半円形の木製のポールについて、木製のくいとして、第 4404.10 号に分類（通則 1 及び 6）
第 4421.99 号	端をとがらせた木製のポール	端をとがらせた正方形又は長方形の木製のポール（縦にひいたもの）について、その他の木製品として、第 4421.99 号に分類（通則 1 及び 6）
第 6305.39 号	布団袋	主として人造繊維製の不織布から成る販売用の布団を包装する袋について、包装に使用する種類の袋として、第 6305.39 号に分類（通則 1 及び 6）
第 7010.20 号	耐熱ガラス製のふた	台所用調理器具とは別に提示されるガラス製のふたについて、台所用のガラス製品ではなく、ガラス製のふたとして、第 7010.20 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8471.60 号	デジタルスマートペン	ボールペンであると同時に、手書き文字等をデジタルファイル変換する機能を有するスマートペンについて、入力装置として、第 8471.60 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8479.89 号	2 段階の速度の床磨き機	業務用の床磨き機について、その他の機械類として、第 8479.89 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8504.40 号	電子速度制御装置	主電源の電圧を調整する装置について、スタティックコンバーターとして、第 8504.40 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8528.62 号	プロジェクター	講義室等で使用するように設計された自動データ処理機械と接続するためのコネクターを有するプロジェクターについて、自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたプロジェクターとして、第 8528.62 号に分類（通則 1 及び 6）

(参考)

主な改正の概要（令和4年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 8703.22 号	マイルドハイブリッド車	エンジンの始動停止動作等を補助するスターター/発電機を搭載しているが電動機のみでは走行できない自動車について、ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載した自動車として、第 8703.22 号に分類（通則 1 及び 6）
第 9405.42 号	透写用のライトボックス	透写等に使用するライトボックスについて、その他の電気式の照明器具として、第 9405.42 号に分類（通則 1 及び 6）